

**自由金利型定期預金 (M型) 規定  
(スーパー定期預金規定 <自動継続・複利型>)**

**1. (自動継続)**

- (1) 自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は999回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

**2. (利 息)**

- (1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日) から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率 (継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。) によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (4) この預金を前項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第1条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
    - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
    - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
    - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
    - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
    - F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%
  - ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
    - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
    - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
    - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
    - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
    - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
    - G 3年以上5年未満……………約定利率×90%
  - ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
    - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

**3. (規定の変更等)**

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

